

上越市バスケットボール協会会則

- 第 1 条 本会は、上越市バスケットボール協会と称す。
- 第 2 条 本会の事務所は、会長が指定する場所に置く。
【上越市木田1丁目17番33号 上越市総合体育館内】
- 第 3 条 本会は、バスケットボール競技を通してスポーツ活動の発展を図るとともにバスケットボールの普及に努めることを目的とする。
- 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- 1 各種大会の開催並びに事業の後援
 - 2 指導者、審判員等の育成
 - 3 講習会、教室等の開催
 - 4 ジュニアの育成、競技力向上活動
 - 5 その他、目的達成に必要と認めた事業
- 第 5 条 本会は、バスケットボールの指導者、審判員・競技者・登録チーム代表者及び本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。
- 2 本会へのチーム登録は、別に定める。
- 第 6 条 本会に次の専門部を置く。
- 1 総務部
 - 2 事業部
 - 3 審判部
 - 4 強化育成部
- 第 7 条 本会に次の役員を置く。
- 1 会長 1名
 - 2 副会長 若干名
 - 3 理事長 1名
 - 4 副理事長 1名
 - 5 事務局長 1名
 - 6 監事 2名
 - 7 理事 若干名
- 第 8 条 専門部に部長、副部長を各1名置く。
- 第 9 条 本会に顧問及び参与を置くことができる。
- 第10条 会長、副会長、理事長、監事は総会において選任する。
- 2 事務局長、理事、部長、副部長は会長が委嘱する。
 - 3 顧問、参与は会長が委嘱する。
 - 4 専門部員は、部長が委嘱する。
- 第11条 理事は、一般、中学校、高等学校から各2名を、上越市ミニバスケットボール連盟より3名を選出し委嘱する。
- 2 会長推薦の理事を若干名置くことができる。
- 第12条 役員の仕事は、次のとおりとする。
- 1 会長は、会務を統轄する。
 - 2 副会長は、会長を補佐する。
 - 3 理事長は、会長の命を受け会務を執行する。
 - 4 副理事長は、理事長を補佐する。
 - 5 事務局長は、事務（会計含む）を処理する。
 - 6 理事は、本会事業運営の任にあたる。
 - 7 監事は、会計の監査にあたる。

- 8 顧問、参与は、会長の諮問に応ずる。
- 9 部長は、専門部の所管事項を統轄する。
- 10 副部長は、部長を補佐する。

第13条 役員の任期は2ケ年とし再任を妨げない。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第14条 本会の会議は総会、役員会、専門部会とし、総会・役員会は会長が招集し議長となる。専門部会は、部長が招集する。

- 2 役員会は、会長・副会長・理事長・副理事長・事務局長・理事・部長・副部長をもって構成する。

第15条 総会は、年1回以上開催し、役員会・専門部会は必要により随時開催する。

第16条 本会の経費は、会費・登録料・補助金・寄付金及び事業収入をもってこれにあてる。

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則 本会則は、平成22年4月1日より施行する。

昭和22年2月1日から施行（上越協会として発足）

昭和33年2月1日一部改正（高田市協会として独立）

昭和42年2月4日一部改正

昭和46年4月1日一部改正（上越市協会と名称変更）

平成 4年4月1日一部改正（協会の組織強化を図るため
全面的に見直し改正する）

※専任の事務局設置（事務局長：倉石就任）

平成 6年4月1日

※近県大会の自主運営・開催（上越市体育課事務局から）に伴い、
専門部を設置。

平成 8年4月27日 近県バスケットボール選手権大会
50回記念式典・祝賀会開催
（デュオ・セレツソ）

平成14年4月 1日 一部改正（協会事業を具体的にする）
（会計年度を4月からにする）
（登録規程を設ける）（理事の選出
区分・人数を明確にする）

平成18年4月15日 近県バスケットボール選手権大会
60回記念祝賀会開催
（デュオ・セレツソ）

平成22年4月1日一部改正（ミニバスケットボール連盟組織化
に伴い、本会の理事に同連盟より
3名を選出する）